

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告 第 16 号

令和 6 年 4 月 17 日

契約担当官陸上自衛隊  
中央輸送隊会計科長 安部 孝之

### 1 工事概要

- (1) 工事名 3号庁舎外壁塗装工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊横浜駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
外壁塗装工事
- (4) 工期 令和6年12月27日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「塗装工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が D 等級以上または「塗装工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が C 等級以上であること。
- (5) 平成 20 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、上記 2(4)の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空

幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が 65 点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に配置できること。
  - ア 平成 20 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。(原則、着工から完成まで従事している。)
  - なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。
  - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施 (事) 第 150 号 (28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 中央輸送隊会計科が発注した「建築一式工事」又は「塗装工事」のうち、平成 30 年度以降令和 5 年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 273  
陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊会計科契約班 担当 大寫  
TEL 045-335-1151 内線 338  
FAX 045-335-1151 内線 539

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和6年4月17日から令和6年5月13日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）ただし最終日令和6年5月13日は、正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月14日 午後3時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

#### (4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月28日 午後4時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着（担当者）の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年5月29日 午前10時30分

イ 場 所 陸上自衛隊横浜駐屯地 入札室

### 4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金

金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書の作成

ア 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を駐屯地用標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。

イ 適用する契約条項

- (ア) 建設工事に係る標準契約書
- (イ) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (ウ) 暴力団排除に関する特約条項

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(12) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。

# 仕 様 書

3号庁舎外壁塗装工事	仕様書番号	営6-9
	作成年月日	令和6年4月4日
	作成者	中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「3号庁舎外壁塗装工事」について適用する。

## 2 所在地及び対象施設

所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

## 3 工事概要

- ・仮設足場組立 . . . . . 1式
- ・外壁高圧洗浄 . . . . . 1式
- ・外壁塗装 . . . . . 1式

## 4 一般事項

- (1) 工事施工上疑義を生じた場合は、監督官と協議すること。
- (2) 工事で使用する資器材は、請負者側の負担とする。
- (3) 工事中、施工区域への立入り及び官舎区域内での行動は部内規則に従うこと。  
また、施工区域外への立入りは禁止するほか、敷地内の施設等に損傷を与えないように注意して施工すること。万一、損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告することとともに、請負者負担で現状復帰する。

## 5 共通事項

- (1) 工事は各種関係法規則等に基づき実施するものとする。
- (2) 本工事施工について、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房長官官繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改標準仕様書」）によるものとする。なお、適応年度は本契約年度の最新版とする。
- (3) 工事着工に先立ち、工程表を作成し監督官の承諾を受けるものとする。
- (4) 本工事に使用する材料等については、事前に承認図等を監督官に提出し、承認を受けるものとし、材料の種別ごと監督官の確認を受けるものとする。
- (5) 工事着工に際し、電気及び上水を必要とする場合は、請負業者の負担によるものとする。
- (6) 工事写真は、標準仕様書1.2.4工事の記録を参考にし、着工前・着工中（各工程）・完了後及び監督官の指示する箇所等を工事用アルバムに整理し他の書類とともに監督官へ提出するものとする。

件名	3号庁舎外壁塗装工事	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 6

- (7) 工事に伴う発生材については、全て官側に引き渡すものとし、その際、金属と非金属に分別し、横浜駐屯地内の官側の指定する場所へ搬入・集積すること。
- (8) 工事完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって竣工とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再検査を受けるものとする。

6 特記事項

(1) 使用材料一覧

種別	規格等	数量
塗料	耐候性塗料塗り (DP)	610.01㎡
ジンクリッチプライマー	使用する塗料メーカー指定品を使用	610.01㎡

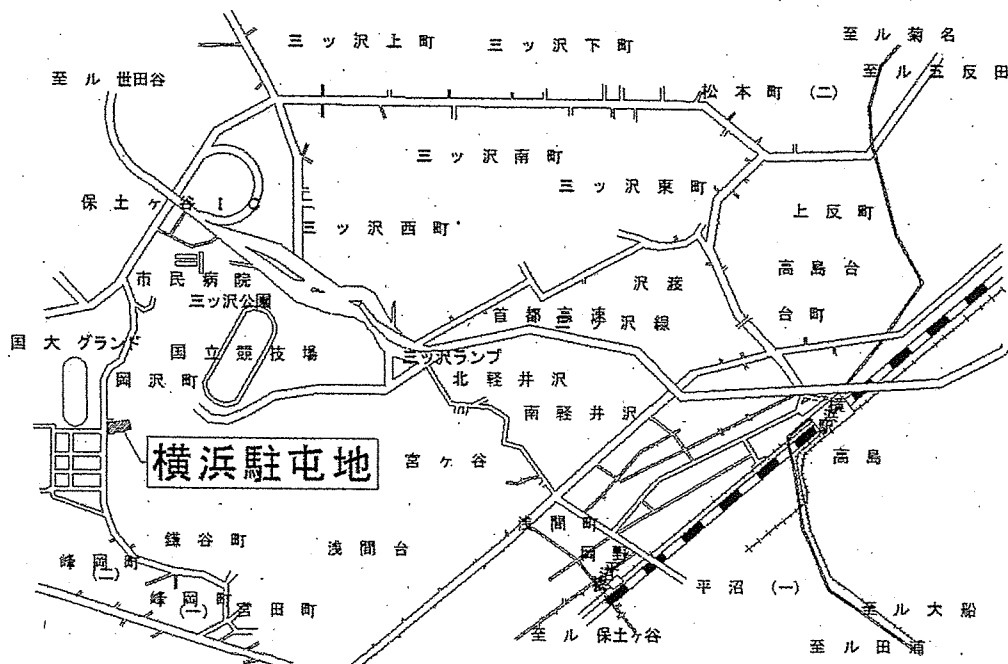
※ 使用する塗料の塗装色は、監督官に色見本を提示し、指定された色にて塗装すること

(1) 外壁塗装

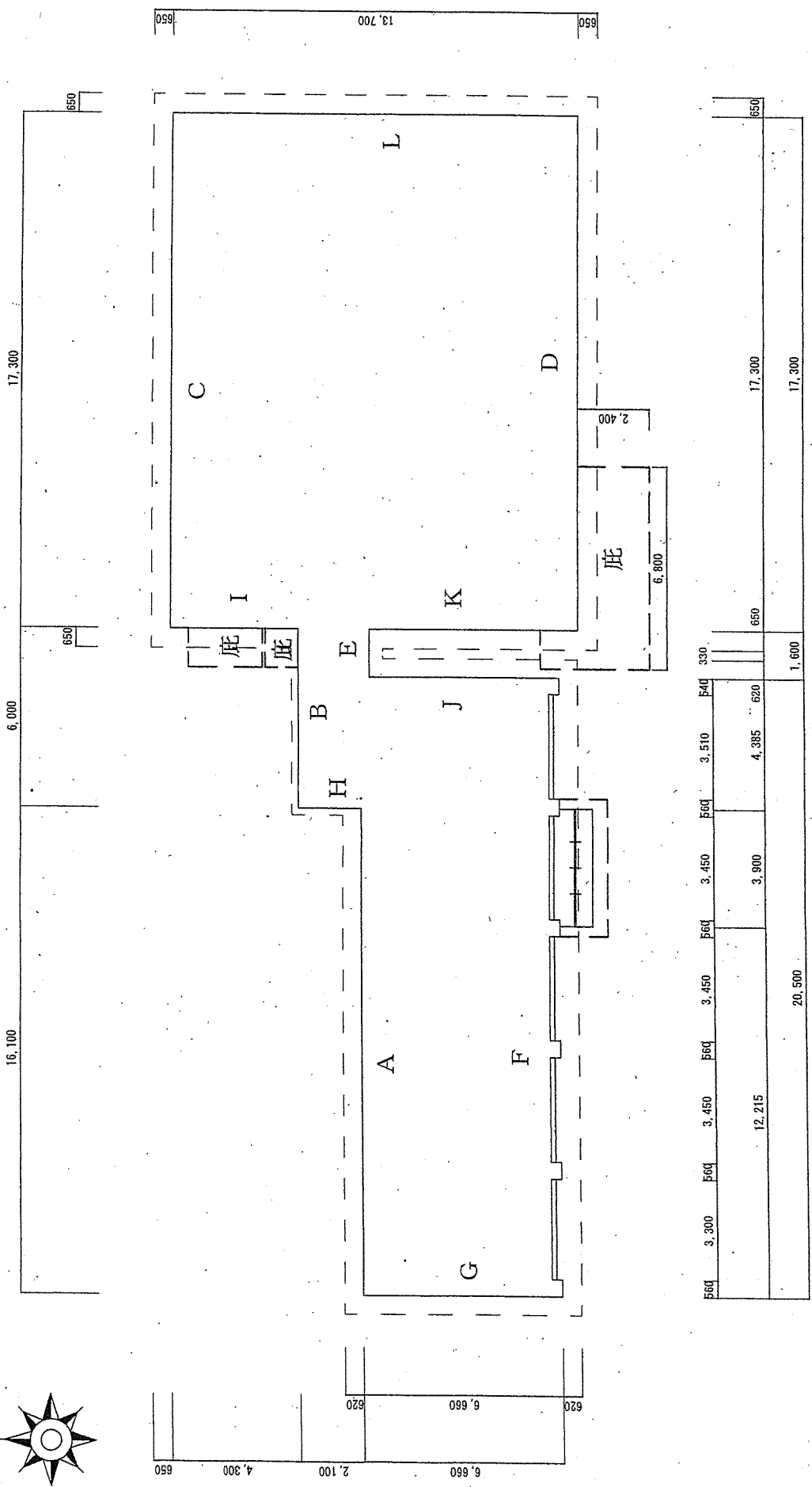
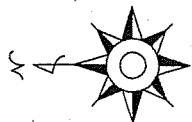
- ア 塗装するにあたり事前に塗装面積を高圧洗浄し、塗装に阻害となるコケ類や水垢等の洗浄を行う。
- イ 洗浄完了後、プライマーを塗布すること。プライマー塗布量及び塗装要領については、使用するメーカーの標準施工要領を参照して行うこと。
- ウ プライマー塗布完了後、塗装を行うこと。塗装塗布量及び塗装要領については、使用するメーカーの標準施工要領を参照して行う。
- エ 施工中に降雨があった場合は、直ちに塗装作業を中断すること。
- オ 使用する塗装缶等を保管する場合は、監督官にその旨を申し出し、所定の手続きを行うこと。なお、保管場所については、指定された場所に保管すること。

7 その他

横浜駐屯地案内図については、下図のとおりとする。



件名	3号庁舎外壁塗装工事	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 6



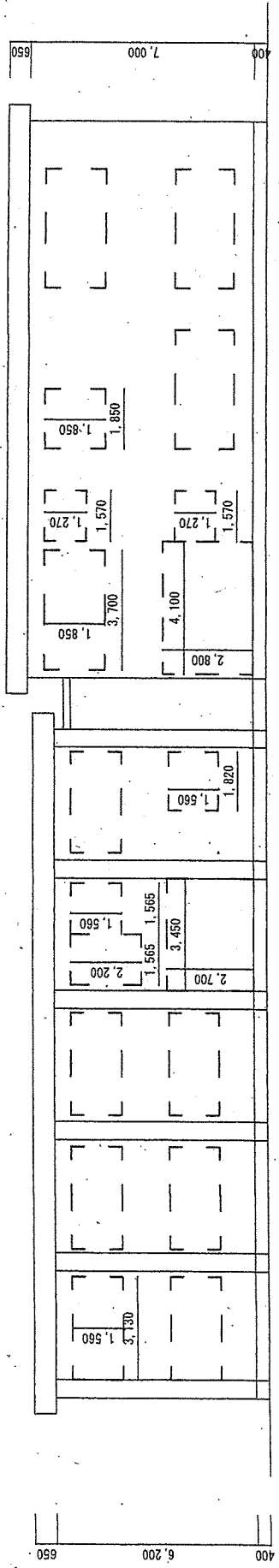
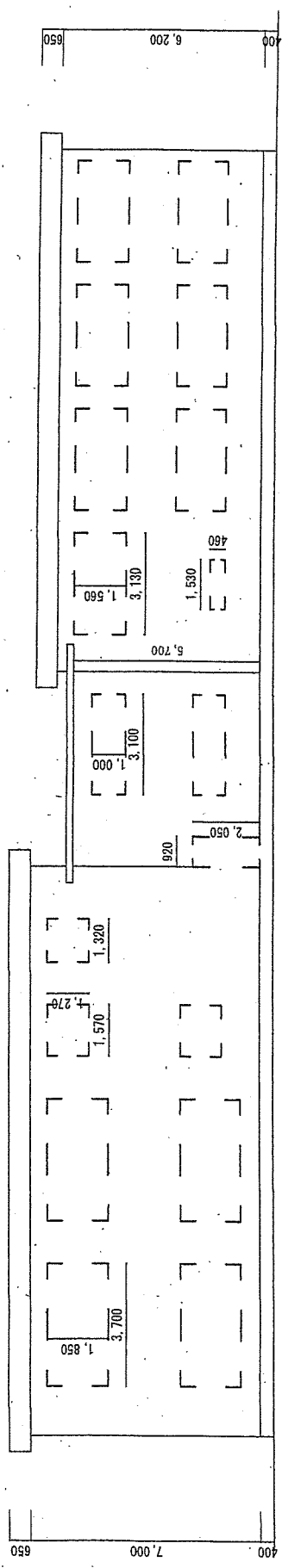
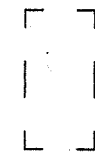
660	3.300	660	3.450	660	3.450	660	3.450	660	3.510	640	330
	12.215		3.900		4.385		620		650		17.300
											17.300
											1.600
											20.500

平面图

件名	3号庁舎外壁塗装工事	図面番号	3/6
図面名称	平面图	縮尺	

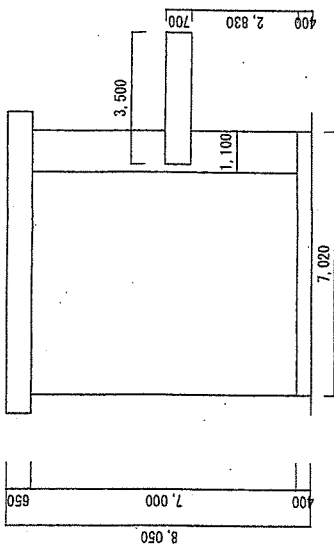
場所	補修内容
北側	外壁塗装 (DP種)
南側	外壁塗装 (DP種)

： 塗装除外ヶ所

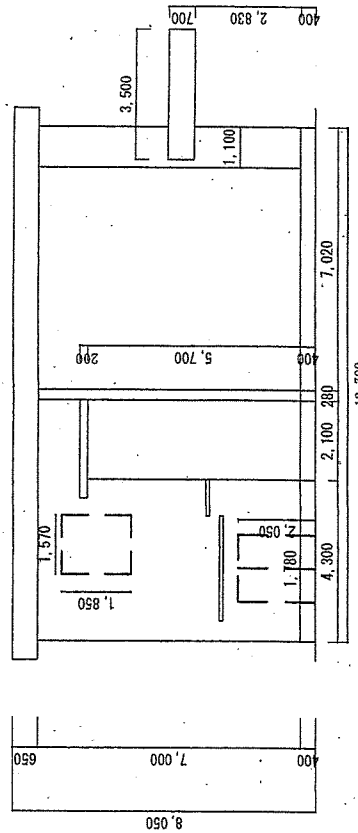


件名	3号庁舎外壁塗装工事	図面番号	4/6
図面名称	立面図	箱尺	

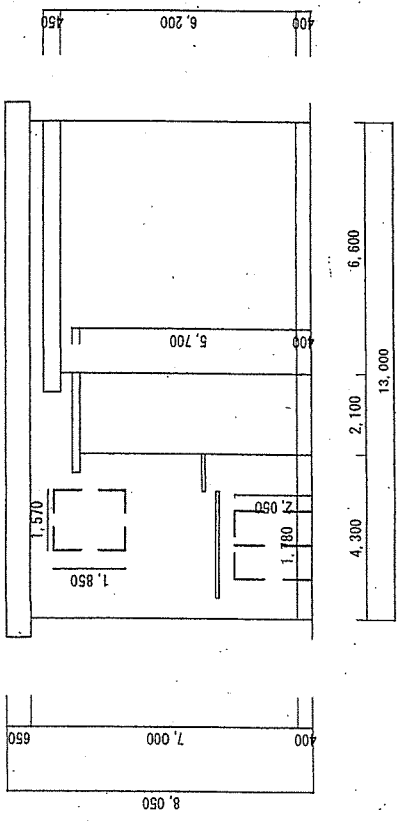




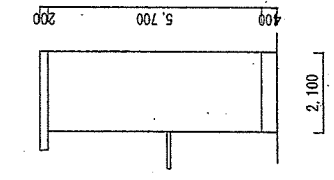
K立面图



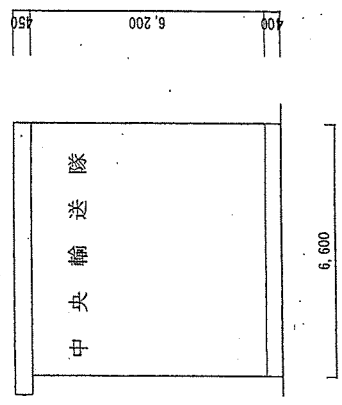
H I K立面图



GHI立面图



H立面图

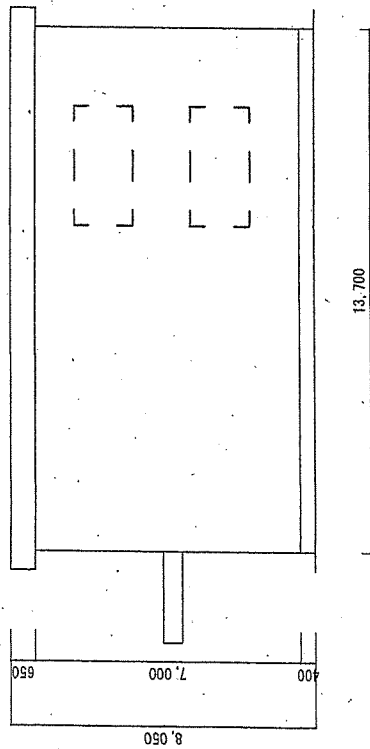


G立面图

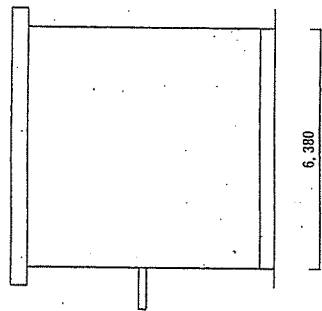
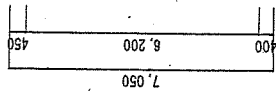
場所	補修内容
西側 (A-A')	外壁塗装 (DP種)
西側 (B-B')	外壁塗装 (DP種)
西側 (C-C')	外壁塗装 (DP種)
西側 (D-D')	外壁塗装 (DP種)

〔 〕 : 塗装除外ヶ所

件名	3号庁舎外壁塗装工事	図面番号	5/6
図名	立面图	縮尺	1/



東側 [ ] 立面図



西側 [ ] 立面図

場所	補修内容
東側 (A-A')	外壁塗装 (DP種)
東側 (A-A')	外壁塗装 (DP種)

[ ] : 塗装除外ヶ所

件名	3号庁舎外壁塗装工事	図面番号	6/6
図面名称	立面図	縮尺	